

高知地方裁判所委員会（第24回）議事概要

1 日 時

平成28年1月13日（水）午後3時から午後5時まで

2 場 所

高知地方・家庭裁判所中会議室，204号法廷，共用室（評議室）

3 出席者

(1) 委員（五十音順，敬称略）

岡 本 佐代子

齋 藤 大 巳

武 田 義 徳

長 山 育 男

中 山 茂 夫

野 並 誠 二

畠 中 智 子

藤 田 直 義

水 本 和 彦

宮 地 宏 明

(2) 事務担当者等

石 原 和 孝（高知地方裁判所刑事部裁判官）

松 本 省 二（高知地方裁判所事務局長）

高 見 和 昭（高知地方裁判所刑事首席書記官）

小 西 常 雄（高知地方裁判所事務局総務課長）

島 津 和 子（高知地方裁判所事務局総務課課長補佐）

4 議事

(1) テーマ

裁判員裁判の現状と取組について

(2) 意見交換等

ア 武田委員及び石原刑事部裁判官から，裁判員裁判の現状と取組について説明が行われた。

イ 意見交換（○：委員，●：主に説明を担当した委員，事務担当者等）

裁判所の取組に対する印象，意見について

● 今日は，裁判員制度のお話をさせていただきましたが，国民に対して裁判を分かりやすいものにするということと，司法に対する国民の信頼を向上させることの2つが，裁判員制度の目的だということを御説明しました。裁判員裁判だけでなく，あらゆる裁判について，身近で分かりやすいものにする，また司法に対する国民の信頼を向上させるということは，裁判所が取り組んでいることなのです。実際の裁判員裁判においてはいろいろな課題が浮かび上がっています。例えば今日，審理期間の点があったと思います。公判前整理手続をきちんと行う，また公判期日を早期に仮予約するというような説明がありましたが，弁護士委員の方でこの点について何かありますか。

○ 自白事件については，弁護士のほうもある程度協力的ではないかと考えます。弁護士としては，事実自体は間違いないが，被告人にはこういう良いことがあるというような情状関係については，できるだけ短期間に準備すると思いますが，否認事件になりますと，やはり本当にやっているのか，本人に責任を負わせていいのかというような考えから，こちらの主張を組み立てていくについて，かなり証拠を検討させていただく必要があります，そうすると，ある程度時間をいただかないと，こちらでの検討，それに基づく主張をまとめるのが難しいところがあります。

● 裁判員に公判手続を分かりやすくするために，検察官と弁護士が，それぞれの主張を出し合って，裁判所で整理する，公判手続をコンパクト

にするということをしているのですが、そこについても説明がありました。そのとき準備に時間がかかってしまうということですが、それについて何かありますか。

- 高知での裁判員裁判で最も多い事件は殺人ということで説明いただきましたが、地方裁判所が取り扱う刑事事件には、他にどのようなジャンルのものがあるのですか。
- 刑事事件では、今は道路交通法違反、いわゆる無免許運転や酒気帯び運転が多いです。あとは万引きなどの盗み系、薬物、覚せい剤系、大体これで大半を占めています。その他には、新聞紙上によく載っている特殊詐欺も増えてきています。
- 私なら、もし裁判員に選ばれたら、殺人事件と向き合うのは人生のトラウマになりそうと思ってしまいそうですし、実際そういう話も耳にします。裁判員制度の目的というのが、国民が裁判について親しむとか理解を深めるということであれば、例えば殺人でなくても、特殊詐欺事件のような犯罪を対象にすれば、特殊詐欺事件について理解も進むし、覚せい剤事犯を対象にすれば、こういうふうにして犯罪は広がっていくということを学ぶことができる上に、裁判員として立ち会うことが自分のためにもなると思いますが、対象となる犯罪が殺人では、ただ悲しいと思ってしまいます。
- 重大事件が裁判員裁判になっていますからね。
- 重大事件を裁判員裁判にすることによって公平な裁判に資するという目的であれば、それはそれで分かりますが、国民の理解を深めるという目的であれば、殺人でなくてもいいのにと思いました。
- 確かに、裁判員裁判を導入するときにはいろいろな議論があり、あまり刑罰の重いものを対象とすることは国民の負担が大き過ぎるのではないかという意見はあったと思います。ただ、窃盗事件などを対象にした

場合、対象事件があまりにも多くなってしまい、実際には裁判員裁判ができなくなる、そうなるとある程度絞ったものにしようじゃないか、また、国民に参加してもらおうとなると、量刑、刑罰をどうするかということを考えてもらうのが一番裁判に参加してもらいやすいのではないかと、つまり法定刑が幅広くて重たいものに参加してもらった方が国民の量刑に対する意思が反映されるのではないかと、窃盗とかになりますと、刑罰の幅がそんなに大きくないのです。殺人ですと、量刑が5年から死刑までありますから、国民の意見が反映しやすくなるのではないかとというような議論があったと思います。

- 裁判員裁判になって、重い量刑を科すようになったという記事を読んだことがあります。裁判官はいろいろ見ている、どのくらいが妥当かというのは分かると思うのですが、裁判員が量刑を科すと、どうしてもそういう傾向が出てきそうな気がします。裁判員裁判の評議の場でどういうふうにして裁判員と裁判官が量刑を決めているのでしょうか。
- （裁判所委員から、実際の評議において裁判員に説明する事項や考えてもらう事項について、例を挙げて説明した。）
- 大変な作業ですね。
- 裁判官の判断過程というか判断基準というものをきちんと示して、それを裁判員である国民に理解してもらい、評議というのはそういう制度です。
- 今、裁判員が量刑を判断するかというところが議論されていますが、それに関連して裁判員制度と比較して陪審制度が取り上げられることがあります。私は東京検察審査会に出席した経験がありますが、あのときは量刑ではなくて、全ての資料を読み込んで起訴の可否を判断するというものでしたが、正直言って相当な作業だと思いました。私はたまたま仕事で刑事事件の資料を読んだことがあったので何とかなりました。そ

の経験からすると、不公平のないように過去の判例に基づき量刑を考えるとすることは、相当な作業であり、本当に裁判員に量刑まで求めるべきなのかどうか、疑問があります。その理由は、一つはこれもよく新聞を賑わしていますが、殺人罪の成否を判断し、そのことによってトラウマになっているということが最近もあるということと、もう一つは、一審で裁判員の判決が出て二審で変更になることがマスコミでよく言われていることです。さらに裁判官の負担を考えたときに、本当に量刑まで必要なのかと、私自身疑問を持ちます。日本においては、陪審制度は、成り立ちが十分でなかったがゆえに根付かなかったのですが、検察審査会とか裁判員制度があること自体は民主主義の根幹となっており、法意識の醸成にとっても非常に大事なことです。ただ、一般市民に判断できることとできないことを峻別していかないといけないと、個人的には思っています。

- 貴重な御意見ありがとうございました。裁判員裁判というのは、裁判員に、法定刑が幅広くて重たい犯罪について国がどういう刑事裁判をしているのかを理解していただいた上で、公判審理のところだけお願いする形で、つまりそれまでに至るお膳立てのところは裁判所で行い、審理の核心、有罪か無罪か、それから量刑がどうかというところの、刑事裁判そのものの一番大切な部分について、裁判所において分かりやすく説明した中で考えていただく、そういう司法参加が、国民が司法を知るという意味では一番効果的だということで実践されているのです。
- 司法参加ということで、社会常識、一般常識を持って判断しなければいけないということですが、何をもって判断するのかということ、実は裁判員にそれほど身に付いていないのではないかという感じがして、裁判官もその点で苦労されているのがよく分かりました。また、過去の判例に基づかない限りはなかなか判断できないことも分かりまし

た。

- そうです。しかし、過去の事例を探って行って、最後にどこに当てはめるのかということが難しいです。
- 結局、法曹の考えは、国民の視点からすると、法曹だけにとどめておくべきではないということです。枠はありますが、どんな要素を見るのかということと、同種の事件というのをどのように捉えるのかということとを、それぞれの事件で検討しているのですが、そういう過程を踏んでいるということ、裁判員にきちんと説明した上で、そこでの位置付けというのは裁判員個々の判断になります。それについては裁判員に順番に意見を言っていただき、皆で評議をするという制度になっています。量刑判断については、判断基準について説明し皆さんに考えていただいています。

もう一つの問題が、裁判員の辞退率が高くなっているということです。殺人事件などに関与するのは嫌だとか、制度ができてから7年経って、国民の関心自体が少し低下しているのではないかと思います。しかし、やはり多くの国民が実際に参加して、犯罪の成否、量刑まで判断する、もっと実のある制度にしたいのです。裁判を身近で分かりやすいものにするとか、国民の信頼を得ることなどについて、何か御意見がありますか。

- 我々法曹のテーマにもなりますが、例えば殺人事件ですと、どんな写真を見せられるのかと、不安に思われるかもしれませんが、今、検察官としては刺激が強すぎるような写真を出すことはしていません。そういうことで、立証する立場の者も、裁判員に負担にならないように審理のやり方を考慮しています。
- 裁判員になるということは、どうしても貧乏くじを引いたのような印象というのが、一般的な捉え方だと思います。慣れてない者にとっては

刺激が強すぎるのではないかと想像したり、マスコミの報道でも、どうしても批判的な報道が多くなるということがあります。また、裁判の審理で拘束される期間がどれくらいなのか正確な知識を持っている一般の方はそんなになくて、何となく想像で、長く拘束されるとか、刺激的な写真を見せられるとかいうことがあるのではないかとかいうことが大半ではないかと思います。実際のところを分からないまま、嫌だという印象を持っているとすれば、当初はもっとやっていたと思いますが、開始から時間が経ったがゆえに、裁判員裁判の内容とか、裁判員の業務の内容とか、基本的なことを広く知ってもらう必要があると思います。

- 裁判官の出前講義を実施しているのですが、現在のところ需要がありません。やっていること自体が知られていないということでしょうか。中・高生には、実際に学校を訪問して、裁判の話をしたりもしていますが。
- 県立美術館でも出前講義はやっています。出前講義の方は結構競争率が激しいです。美術館もものすごくプレスしていますが10件だとか、そのくらいです。全ての小中学校に直接電話したり、協議会に行ったりしていますが、そんなにありません。美術館や裁判所以外も、みんな自分のところのことを知ってもらいたいために、出前講義をやりたいんです。だから、もっともっとやらないと競争には勝てないと思います。
- 小中学校の取り合いになっているのですね。
- 私は、今日、裁判官の話を聞いて、裁判官というのは、よくテレビに出ているときは無言のままいるけれど、どんな人かと思っていたのですが、すごく面白い人だということが分かりました。検察官もそうですが、怖い人だというイメージがあります。

日常的には、出前講義以外にも裁判所の広報活動はあるのですか。

- 小中学生や大学生が法廷傍聴に来ています。法廷傍聴のときに、後に

時間があれば残っていただき、話をさせていただいて、裁判官とはこんな人なんだと思ってもらっています。裁判員裁判で、裁判員とも話をしますが、裁判所というか裁判官のイメージが変わったという方がいます。

- 毎年夏に「とさっ子タウン」というのをやっていて、高知県内の子供たちが400人くらい集まって、2日間にわたって大人たちの仕事を体験するというものがあります。400人の小学4年生から中学3年生までがやってきますので、子供たちに法廷とか、裁判というものを教えるために、是非御協力いただきたいです。
- 裁判所でも、小学生を対象に、夏休みに裁判所体験ツアーというのをやっています。そうした企画は確かに必要なことですね。
- 「とさっ子タウン」はどこでやっているんですか。
- 「かるぽーと高知」で夏の2日間やっています。「とさっ子タウン」のハローワークはほとんどの仕事が集まります。
- 裁判のことがどこまでオープンになっているか分かりませんが、やったことのない人にはやっぱり分からないのです。だから、もっとオープンにできる部分があれば、オープンしていったほうが良いと思います。先ほどの話にもあったようにテレビにはしかめっ面の裁判官が映るだけです。夏休みの裁判所体験ツアーでは、裁判所にこんなところがあるんだというところを小学生や中学生に見てもらいたいのではないのでしょうか。
- 夏休みの裁判所体験ツアーのときに、募集に抽選で漏れてしまった子供たちに、模擬裁判はないのですが、別の日程で法廷を見てもらって、その後質疑応答するためのお声掛けをして、抽選に当たった裁判所体験ツアーの人たちは模擬裁判ができたけれどもこんなところは見えないよ、君らは模擬裁判はできなかったけれども普段見られない部分を見せてあ

げるからと言って、裁判官や裁判員等しか通らないところを見せてあげたりしています。

● 裁判所体験ツアーは、夏休みが始まってすぐくらいに開催しています。こちらはたくさんの応募をいただいております。先ほどお話したように、抽選で漏れてしまった子供たちを対象に、別の日にお声掛けさせていただいておりますが、そちらも結構参加していただいております。

○ 裁判員に参加して良かったという声も多々あるわけでしょうか。

● そうですね。

○ どうしてもマイナスのところばかりが伝わってしまうので、そういうところをもっと発信されるといいのではないのでしょうか。参加して良かったというものには、どういう声があるのでしょうか。

● 裁判員に参加してのアンケートではありますが、例えば、「量刑など人の人生に関わることを考えることは正直憂うつと感じてしまいます。それでもこの裁判員裁判を経験する前と後とでは、知らなかった世界を垣間見て、自分にとってはすごく勉強になりました。選任された人は絶対やってみるべきです。」とか、「普段考えないいろいろなことに目を向けることができました。これからの人生のプラスになりました。」とか、「事件を通じて自分の人生を見つめる契機となり、周囲への感謝の気持ちも再認識できました。」というような意見があります。裁判員に選ばれる前の気持ちが、「あまりやりたくなかった」と「やりたくなかった」というのを合わせると大体50パーセントある一方で、裁判員として参加した後の感想ですと「非常によい体験と感じた」が56パーセント、「よい経験と感じた」が39.5パーセント、「あまり良い経験と感じなかった」が2.3パーセント、「良い経験と感じなかった」が0.9パーセント、「特に感じることはなかった」が0.5パーセントとなっています。実際に体験していただくと、参加して良かったという

ふうに変わっており、食わず嫌いの側面があるのだらうと思われま

- そういう良い所を言われたらいいのに。
- アンケートの内容では、最初約50パーセントの人が裁判員に出たくないというのが、後には約90パーセントの人は裁判員に参加して良かったということだったのですよね。
- はい。ただ、その後、もういっぺんやりますかという質問には、いやちょっととなるんです。やはりしんどかったです、しばらくはいいという方がいます。
- 犯罪歴がある方は裁判員になれないのですか。
- 一定の犯罪歴がある場合にはなれません。
- 以前、私たちにとって裁判所はブラックボックスの世界だと思っていましたが、裁判員制度が始まったこともありますし、この委員会でこうやってお話もできて、とても良かったというのが率直な感想です。もう一つあるとすれば、当然守秘義務があり、秘密文書をオープンにできない、特に言われているのが、裁判員の議論は出せないということです。日本では警察官や検察官、弁護士はドラマになったりしていますが、裁判官というのはドラマになりにくいものです。でも、今聞いていると裁判官のイメージが変わりました。裁判官についてオープンにすれば見え方が変わるのかなと思いました。
- 裁判員制度が始まったころ、そういうビデオはありましたね。
- 今、イメージが大分変わりましたというお話がありました。裁判員裁判で無作為にアンケートを取ったところ、裁判員制度が始まる前は裁判所は近付きやすいかというところ5点満点で1.92くらい、始まる時は、近付きやすくなるというので3.81くらいに上がったんです。やはり裁判員裁判を契機として近付きやすさというのは、イメージですが、改善されているのではないかという気がします。裁判員裁判もそうです

が、民事事件も家事事件も分かりやすく見やすいように、透明性というのを常に考えています。

- 今日のテーマの一つに審理期間の話がありましたよね。公判前整理手続というのは私は必要だと思っているのですが、自白事件で7か月とか否認事件で10か月とかおっしゃっていました。そもそもそれ以前から裁判が長いという問題があったと思うのですが、以前と比較して変わっていない、もしくは短くなっていないのですか。
- 長くなっています。認めている事件であれば3か月で終わっていました。
- それは公判前整理手続の導入前ですか。
- 導入前です。
- そうなんですか。裁判の長期化というのがよく言われていたかと。
- それは実際には一握りの事件だけです。
- 審理期間の問題は国民のための裁判ですから、そこからかけ離れてしまったら見向きもされなくなるのではないかという危機感があります。でも、今、裁判員裁判では自白事件が少し長くなっていて、民事事件も複雑になり、争点整理が大変になっていて、少し長くなっています。どこまで圧縮していけるかという、難しいというのが実感です。
- 私は検察官の立場で話をさせていただくと、高知地裁の審理状況の話がありましたけど、裁判所の強力なリードによって、本当にいろいろなことをされていて、高知は全国と比較して早く審理、処理されていると思います。審理期間もそうですし、起訴してから判決に至るまでも早いです。裁判員の方々にとっては起訴してから判決までの期間というのはあまり関係がないかもしれませんが、審理期間についても実質審理期間は3日、4日、これ以外に評議もありますけれども、判決までも1週間ちょっと程度です。長いところだと半月、1か月という審理期間もある

ります。検察官でも大変だと思う作業を、一般市民の方に参加していただきとお願いし、やっていただくことは、とても大変なことではないかと思えます。そういう意味では、先ほどもお話があったように、法曹三者で工夫をしていかなければいけないと思えます。

- 質問ですが、高知は割と人口が少ないので、住んでる地域、例えば高知市だったら高知市で起こった事件で高知市の人が選ばれると、あの人が知っているとか、直接知らなくても、知り合いの知り合いだったということはないのですか。
- 今のところ被告人を知っているというようなことはありません。
- 例えば、土佐清水で起こった事件を取り扱うときに、なるべく奈半利とか室戸の裁判員が選ばれるとか、そういう配慮はなされるのですか。
- そういう配慮はしていません。ただ、裁判員を選ぶ際に、来ていただいた方には、今回審理していただく事件の概況を説明します。その上で、この事件の関係で自分は不公平な裁判をするとか、そういうおそれがある、あるいは不安がある人はいますかと問い掛け、いれば個別に事情を聞いて、関係がないと判断すれば裁判員の抽選に入らせていただきます。
- 関係があった場合はどうなるのですか。
- 今まであったことはないですが、あった場合に辞退したいと申し出れば、辞退を認めることになると思えます。
- 逆に不公平な判断をしようとする場合に、被告人を知っていると言わずに、被告人に有利な判断をするのではありませんか。
- それについては、はっきり言って分かりません。
- 家の中でも話題にするのですが、もし裁判員に選ばれて、守秘義務があるとと言われても、家に帰ったら絶対しゃべるよねと話をしたことがあります。
- 守秘義務については線引きが難しいところがありますが、「大変だっ

たよ、こんな事件だったよ。」ということは、公開の法廷で行われている内容ですから、話しても構いません。私たちは守秘義務を説明するときに、「法廷で見聞きしたことは話しても結構です。」ときちんとお話しています。ただ、「一定の配慮はしてください。例えば、被害者や被告人でも知られたくない秘密というものはあるはずですので、それは公開の法廷とはいえ、配慮していただけませんか。」というふうにお話ししています。逆に、評議室の中では事件と関係ないことも話していますので、「それについてはどうぞ言ってください。」と話していますが、「評議室での事件についての話はやめてください。」と言っています。そして、「裁判員裁判についてはどんな意見でも構いません。やりたくないというような意見でも構いません。どんどん感じたことを言ってください。」という話をしています。

- ちょっと安心しました。
- そういうところを裁判所はもっと出していかなくてはいけないのでしょうか。
- 裁判員の評議の場では、例えば、40分から1時間評議をやったら15分から20分は休憩を入れるようにしています。昼食等も一緒に取ったりしますので、その際にはいろんな雑談をして、裁判所の中のことを知っていただくようにしています。
- 先ほど、裁判所が身近に感じるようになったというパーセンテージが上がったという話がありましたが、地方裁判所を身近に感じる必要があるのかしらと、本来なら来なくていい人生を歩みたいと、訴える側にも訴えられる側にもなりたくないというのが本音です。身近に感じてもらいたいのは何故ですか。
- それは解決すべき事件をきちんと解決すべきことが重要だからです。そのための機関として裁判所があって、その裁判所が身近でなく、行き

にくいからと、解決できないままにしておくというような社会であってはならないと思います。紛争解決機関である裁判所が、もっと皆さんからアクセスしやすい、近寄りやすいということになれば、どんどん事件が裁判所に持ち込まれ、法律に沿った判断ができるということになるのです。さっきおっしゃったように裁判官に対するイメージみたいなものがあるようですが、私たち裁判官も居酒屋に行って皆で飲んだりもしますし、普通の生活をしています。固定のイメージを持っているために、利用していただけないというのは、私たちとしても寂しいですし、悲しいことです。裁判所において裁判官と対話できる場としては、調停や民事裁判における争点整理があります。裁判所は身近な一つの機関で、困ったときや分からないときは行くんだというくらいになってもらえればと思います。もちろん、トラブルがなければ一番いいのですが、人生いろいろなことがありますし、何があるか分かりません。自分が悪くなくてもトラブルに巻き込まれることもあります。そのときは、裁判所という存在が皆さんにとって身近でなくてはいけないということをやっています。

- 困ったことがあれば裁判所という解決機関があるんだと、また、持ち込んで良かったという、司法に対する信頼が得られるような解決策をきちんと出して、皆さんに信頼していただくのが司法の役割だと思います。これをきっかけに今後も皆さんに御意見を伺うことになると思います。今日は刑事部の裁判官が説明しましたが、民事の裁判官もいますし、その他にもいろいろな職員がいますので、これからもよろしく願いいたします。今日は、貴重な御意見をたくさんいただき、ありがとうございました。

5 次回開催予定

(1) 開催日

平成28年7月13日（水）

(2) テーマ

利用しやすい裁判所について

(3) 開催場所

高知地方・家庭裁判所大会議室

(4) 地方裁判所委員会及び家庭裁判所委員会の合同開催